

練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告

平成 19 年 3 月

練馬区特別支援教育あり方検討委員会

練馬区特別支援教育のあり方検討委員会報告 目次

はじめに	3
第1章 練馬区における現状と課題	4
1 心身障害学級の設置状況、児童・生徒の状況	
(1) 小学校・中学校・養護学校高等部における教育活動の特色	
(2) 児童・生徒数の増加	
(3) 心身障害教育に係る専門性の向上	
(4) 特別支援教育への対応	
2 通常学級における状況	
(1) 校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名・養成	
(2) 学校への支援	
3 養護学校等との連携の状況	
(1) 盲・ろう・養護学校等への在籍者数	
(2) 盲・ろう・養護学校との連携の状況	
4 教員の研修の状況	
5 就学相談の状況	
第2章 練馬区における特別支援教育実施に向けて	11
1 特別支援教育の理念と基本的な考え方	
2 特別支援教育体制の整備	
(1) 個別の教育支援計画に基づく個別指導計画の充実	
(2) 特別支援教室のあり方	
(3) 特別支援教室における指導体制	
3 学校における教育体制の整備	
(1) 校内委員会の整備・充実	
(2) 特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上	
4 特別支援教育推進に向けたモデル校の指定	
5 配慮を要する児童・生徒を支援する体制の整備	
(1) 校内における支援の充実	
(2) 巡回相談の実施	
6 教員の専門性の向上	

7 交流・共同学習の充実、居住地校交流の実施

- (1) 交流・共同学習の充実
- (2) 居住地校交流
- (3) 地域指定校、副籍
- (4) 都立盲・ろう・養護学校とのかかわり

8 特別支援教育協議会

9 心身障害学級の増設

- (1) 練馬区新長期計画
- (2) 特別支援教育実施に伴う心身障害学級の位置づけ

第3章 今後の特別支援教育に向けて 21

- 1 校内体制の充実・発展
- 2 個別の教育支援計画策定の促進
- 3 特別支援教室のあり方
- 4 通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援
- 5 学校内の人材活用
- 6 関係機関との連携
- 7 保護者との連携
- 8 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）在籍児童・生徒への対応
- 9 教員の専門性の向上
- 10 特別支援教育についての理解啓発の促進
 - (1) 交流および共同学習の推進
 - (2) 保護者・区民の理解啓発
- 11 新しい就学相談仕組みづくり
- 12 検討・検証体制の継続

用語の説明 27

参考資料 33

- 練馬区特別支援教育あり方検討委員会名簿
- 練馬区特別支援教育あり方検討委員会の審議経過
- 練馬区における特別支援教育推進に向けた具体的な取り組み（構造図）
- 特別支援学級設置学校配置図

はじめに

わが国では、障害の有無や程度に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会へ移行しつつあります。練馬区においても、障害のある方一人ひとりの人格や生き方を尊重し、地域とのつながりの中で自分らしい生活を選択できる社会をめざすため、障害者にかかる計画の策定と見直しを積み重ね、区政の各分野にわたっている障害者関連施策を体系化してきました。

障害のある子どもの教育については、障害の種類や程度に応じた特別な場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図るという基本的な方向が示されました。

平成17年12月、中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申の中で、特別支援教育推進に向けた学校制度等の在り方について見直しが答申されました。

そして、平成18年6月、学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から特別支援教育が実施されることとなりました。

東京都においても、「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」が発表され、特別支援教育を推進していくこととされ、平成16年11月に東京都教育委員会が「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、計画に基づく取り組みが進められています。

練馬区は、こうした国や東京都の動向を受け、平成16年7月に教育委員会事務局および心身障害学級設置校の代表からなる「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」を設置し、今まで培ってきた本区の心身障害教育について検証を行い、今後の目標と課題を明らかにし、特別支援教育への円滑な移行に向け検討を行いました。1年3か月にわたり検討を続け、その検討結果を平成17年9月に「練馬区心身障害教育あり方検討委員会（最終報告）」としてまとめました。

その後、平成17年12月には、「練馬区心身障害教育あり方検討委員会（最終報告）」を踏まえ、本区の特別支援教育の実施に向けて、新たに学識経験者、医師、保護者代表、障害者支援団体代表、校長、園長および行政関係者からなる「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」を設置し、鋭意検討を行ってまいりました。

このたびの報告は、練馬区特別支援教育あり方検討委員会が、これまでの検討成果をここに委員会報告としてまとめたものであります。

また、本報告作成にあたっては、報告（案）について、パブリックコメント（区民意見反映制度）により、区民や保護者の皆様から多くのご意見をいただき、必要な修正を加えました。

練馬区教育委員会および練馬区におかれては、この報告を踏まえ、区の障害者施策の一環として、本区の特別支援教育を進められますようお願いしております。

平成19年3月

練馬区特別支援教育あり方検討委員会

第1章 練馬区における現状と課題

練馬区では、昭和29年に旭丘中学校に固定学級として知的障害学級を開設して以来、これまで知的障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象とした心身障害学級を整備し、社会生活や将来の就労生活の基礎を育てることをねらいとする教育が行われてきた。主に、最後までやり遂げる忍耐力や責任感を育む作業学習や体力づくりを中心に教育課程を編成し、着実に積み上げられてきた。このような実践的教育は、他自治体には見られない練馬区独自の心身障害教育として成果を上げ、高い評価を受けてきた。

しかし、社会のノーマライゼーションの進展や児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、生徒の進学等進路選択の変化、保護者の多様な要望等、心身障害教育を取り巻く状況の変化に伴い、練馬区独自の心身障害教育は、新たに独自の課題を生み出すこととなった。

そこで、練馬区では、平成16年7月から平成17年9月にかけて教育委員会事務局および心身障害学級設置校の代表者からなる「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」を設置し、現状の把握および課題の整理を行い、報告書をまとめた。

「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」は、発足にあたりこの報告書について説明を受け、本区の心身障害教育の現状と課題の共通認識を図り、特別支援教育実施に向けた検討に着手した。

1 心身障害学級の設置状況、児童・生徒の状況

練馬区では、現在、固定の心身障害学級として知的障害学級を16校、通級指導の心身障害学級として情緒障害学級を6校、難聴学級を3校、言語障害学級を4校、弱視学級を2校設置しており、平成18年5月1日現在の児童・生徒数は679名で区立小中学校児童・生徒総数の約1.4%にあたる。【表1】【表2】

今後、心身障害学級の設置については、児童・生徒の教育的ニーズを見据えつつ、適切に進めていくことが求められる。特に知的障害学級および情緒障害学級において、近年の在籍児童生徒数が急増していることから、教育的ニーズに対応するため、増設を図っていく必要がある。

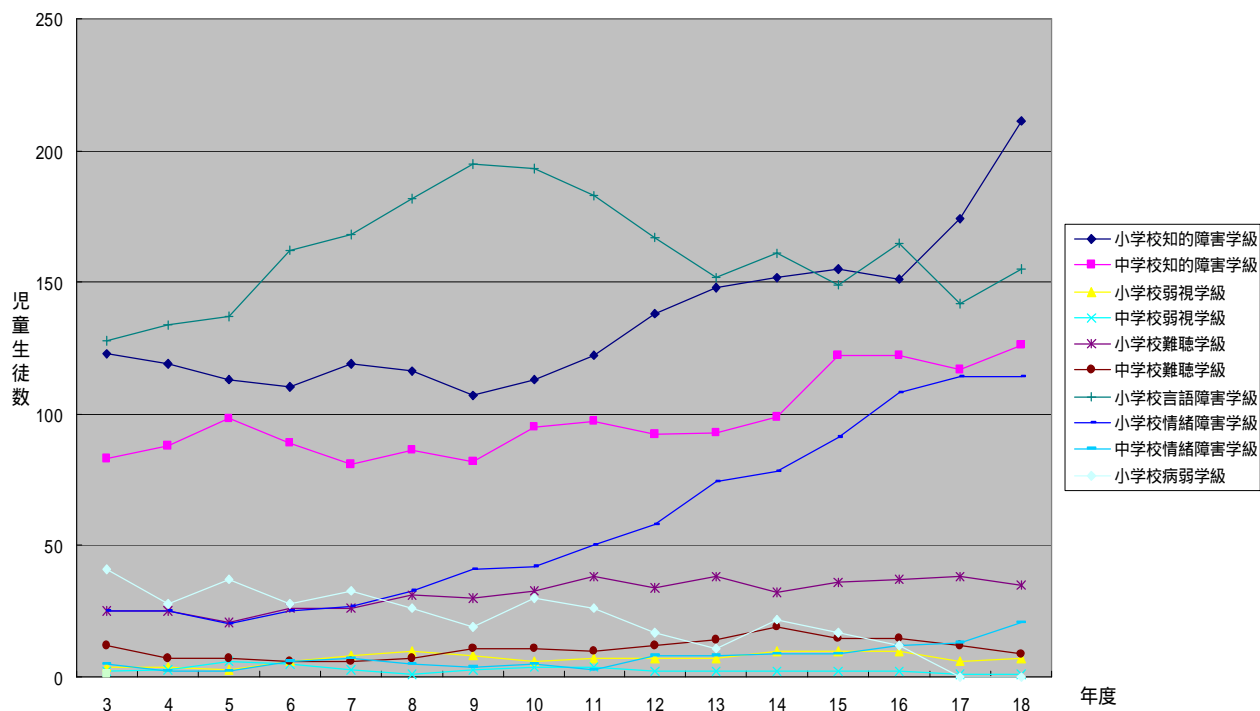
【表1】心身障害学級(固定・通級)の設置学校数・学級数・在籍数(平成18年5月1日現在)

	障害種別	学校区分	学校数(校)	学級数(学級)	在籍数(人)
固定学級	知的障害学級	小学校	10	30	211
		中学校	6	18	126
		計	16	48	337
通級指導学級	弱視学級	小学校	1	1	7
		中学校	1	1	1
	難聴学級	小学校	2	3	35
		中学校	1	1	9
	言語障害学級	小学校	4	10	155
	情緒障害学級	小学校	5	14	114
		中学校	1	3	21
	計		15	33	342
	合計		31	81	679

【表2】心身障害学級児童・生徒の年度別推移（各年5月1日現在）

年度	知的障害		弱視		難聴		言語障害	情緒障害		病弱	小学校計	中学校計	合計
	小	中	小	中	小	中	小	小	中	小			
3	123	83	4	2	25	12	128	25	5	41	346	102	448
4	119	88	4	3	25	7	134	25	2	28	335	100	435
5	113	98	3	6	21	7	137	20	2	37	331	113	444
6	110	89	6	5	26	6	162	25	6	28	357	106	463
7	119	81	8	3	26	6	168	27	7	33	381	97	478
8	116	86	10	1	31	7	182	33	5	26	398	99	497
9	107	82	8	3	30	11	195	41	4	19	400	100	500
10	113	95	6	4	33	11	193	42	5	30	417	115	532
11	122	97	7	4	38	10	183	50	3	26	426	114	540
12	138	92	7	2	34	12	167	58	8	17	421	114	535
13	148	93	7	2	38	14	152	74	8	11	430	117	547
14	152	99	10	2	32	19	161	78	9	22	455	129	584
15	155	122	10	2	36	15	149	91	9	17	458	148	606
16	151	122	10	2	37	15	165	108	12	12	483	151	634
17	174	117	6	1	38	12	142	114	13	-	474	143	617
18	211	126	7	1	35	9	155	114	21	-	522	157	679

心身障害学級児童生徒数経年推移



(1) 小学校・中学校・養護学校高等部における教育活動の特色

小学校知的障害学級では、主に領域・教科を合わせた指導を重視した教育課程に基づく、いわゆる「練馬方式」を実施している「5校」と、授業時数の多くを教科別の指導に充てている「3校」「2校」の教育課程に相違がある。

一方、中学校知的障害学級では保護者のニーズや卒業後の進路を見据え、教科別の指導を重点とした教育課程を編成し実施している。しかし、養護学校高等部では、社会自立を優先した教育課程を編成している場合が多い。

こうした現状において、校種の特色を生かし、小学校、中学校、養護学校高等部との綿密な連携を図る必要がある。

(2) 児童・生徒数の増加

知的障害学級在籍児童・生徒数については、年々微増傾向を続けており、ここ数年は急激な伸びを示している。特に練馬区西部（石神井・大泉）方面での増加数が顕著である。

小学校では、いわゆる「練馬方式」を取り入れている「5校」の在籍児童数が減少し、「3校」「2校」の在籍児童数が増加している。中学校では、在籍生徒の増加により4学級、5学級など学級の大規模化が進んでいる。

また、通級指導学級である情緒障害学級についても、知的障害学級と同様に児童・生徒数の増加が顕著であり、現在の需要を満たす対応が必要である。

このように、知的障害学級（固定学級）情緒障害学級（通級指導学級）のいずれも、在籍児童・生徒数が増加傾向にあり、それに対応するため、また、練馬区の特別支援教育実施にあたる地域の拠点的作用として、学級の新設が急務である。

(3) 心身障害教育に係る専門性の向上

児童・生徒の障害の重度・重複および多様化している状況への対応や、より適正な個別指導を実現するためには、教員の専門性が求められている。

こうした状況の中、研修の充実により、教員のスキルアップを図るとともに専門の教員免許取得を推進する必要がある。

(4) 特別支援教育への対応

今後、知的障害学級は、これまで積み上げてきた練馬区の心身障害教育のノウハウを生かし、特別支援教育を推進する中核を担うとともに、地域の通常学級への支援を行う拠点校としての役割も期待されている。そこで、平成17年9月に出された「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」において、本区における特別支援教育に対応するため、心身障害学級の基本方針を定めている。

練馬区心身障害学級の基本方針

心身障害教育の基本理念

心身障害学級は、障害のある児童生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加・自立するための基盤となる「生きる力」を育成する。

心身障害学級設置校の役割

心身障害学級を設置する学校は、障害のある児童・生徒の状況、一人ひとりの教育ニーズに応じた教育課程を編成・実施する。

心身障害学級における具体的な指導方法

心身障害学級における教育は、保護者や関係機関と連携を深め個別指導計画を策定し、個に応じたきめ細やかな支援・指導の充実を図る。

心身障害学級は、開かれたものである

心身障害学級を設置する学校は、保護者・地域社会・関係機関と連携して、開かれた学校づくりにつとめるとともに特色のある教育活動に取り組む。

特別支援教育に向けた心身障害学級の役割の明確化

心身障害学級は、今後の特別支援教育に向けて、地域の拠点校としての役割を担う。

一方、現在の練馬区知的障害学級の設置率は約 15.5%（小・中学校 103 校のうち 16 校）であり、他区（23 区平均約 18.9%）と比較しても低いため、学級の増設は不可欠である。

特別支援教育への対応のためには、地域の児童生徒数を踏まえ、区内の各地区に知的障害学級を整備する必要がある。しかしながら地区によっては偏在が見受けられるため、バランスを考えた計画的な学級の新設を検討する必要がある。

2 通常学級における状況

小・中学校の通常学級には、情緒障害や難聴・言語障害、視覚障害、その他LD、ADHD、高機能自閉症など、特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している。東京都教育委員会が平成 15 年度に行った調査によれば、都内全体で、通常学級に在籍する児童・生徒のうち 4.4%が特別な支援を必要とする児童・生徒であるとされている。

こうした児童・生徒は現在、通常の学級の中で何らかの困難等を感じており、中にはLD、ADHD等の発達障害が起因となり、学校生活に不応を示し、不登校にいたるケースもある。このようなことがないよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を進めることが学校教育における喫緊の課題となっている。また、LD、ADHD、高機能自閉症等の状態の把握も難しく、担任教諭だけでなく学校全体で児童・生徒の障害に気づき、適切な対応ができるよう指導・助言し、必要な支援体制を整備していくことが求められている。

(1) 校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名・養成

障害のある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行っていくことが求められており、各学校においては、学級個々の対応としてではなく、学校全体の課題として組織的に取り組む体制づくりが必要である。

練馬区では、校内組織として校内委員会を設置するとともに、教員の中から特別支援教育コーディネーターを指名することによって、特別支援教育実施に向けた校内体制の整備を進めている。

特に、特別支援教育コーディネーターは、児童・生徒の実態把握、担任への支援、研修会の企画・実施とともに、福祉・医療等の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口を行うなど、その役割は大きい。

今後は各校における校内委員会の組織的取り組みの強化を図るとともに、特別支援教育コーディネーターが十分に機能できるような条件整備や特別支援教育実施に向けた研修等を行う必要がある。

練馬区では、平成 18 年度末までに全区立小・中学校に校内委員会を設置し、コーディネーターを指名することとしているが、本年 9 月現在での設置・指名の状況は、全小・中学校 103 校中、校内委員会が 88 校、特別支援教育コーディネーターが 93 校となっている。

(2) 学校への支援

本区では、区立小・中学校に対し、児童・生徒への支援のため、スクールカウンセラー（中学校）心のふれあい相談員（小学校）を配置している。

また、安定した集団生活が得られない学級のある学校を対象に学級経営補助員の派遣や、通常学級に在籍する障害のある児童・生徒を対象に、介助する保護者の負担軽減のため、移動等介助員を配置している。

これら人的資源についても、各校で特別支援教育を実施するに際し、有効かつ総合的に活用していく必要がある。

さらに、平成 18 年 3 月、児童・生徒の理解と指導に資するため、「通常の学級に在籍する気付きな子どもの理解と支援 Q & A」を作成した。

教育委員会においては、これら学校に対する支援のさらなる充実が求められている。

3 養護学校等との連携の状況

(1) 盲・ろう・養護学校等への在籍者数

練馬区が学区域となっている主な都立養護学校は【表 3】のとおりである。

練馬区に在住している児童・生徒の中で、養護学校等に通学している児童・生徒は【表 4】のとおりである。

【表 3】練馬区が学区域となる主な都立養護学校

種別	学校名	設置学部	所在地
肢体不自由	大泉養護学校	小・中・高	練馬区大泉学園町
知的障害	高島養護学校	小・中	板橋区高島平
	石神井養護学校	小・中・高	練馬区石神井台
	板橋養護学校	高	板橋区高島平

盲・ろう・病弱養護学校については、通学区域がなく、東京都全区域から通学可能。

【表4】盲・ろう・養護学校等への在籍者数（人）（平成18年11月1日現在）

	都立					国立	都立以外 の公立	私立	総計
	盲学校	ろう 学校	養護学校						
			知的 障害	肢体 不自由	病弱				
小学校	1	6	100	45	1	11	2	6	172
中学校	0	4	69	31	1	1	2	6	114
合計	1	10	169	76	2	12	4	12	286

(2) 盲・ろう・養護学校との連携の状況

区内には都立の大泉養護学校（肢体不自由）、石神井養護学校（知的障害）、石神井ろう学校（平成18年度末で閉校）および私立の旭出養護学校（知的障害）があり、隣接の板橋区には、練馬区の東部が学区域となる高島養護学校（知的障害）がある。これらの学校は区内の小・中学校との交流活動を進めている。近隣の小・中学校との学校間交流や合同文化発表会など交流する機会がますます増えている。また、特別支援教育への移行が進む中、都立養護学校等が主催する研修会に区立学校教員が参加するなど、教員間の交流も見られる。今後はこのような連携をさらに推進していくことが求められている。

4 教員の研修の状況

教育委員会では、平成17年度以降、特別支援教育について研修会にて取り上げ、教員の理解啓発を進めている。

また、区教育委員会主催の研修会をはじめ、都立盲・ろう・養護学校、他の専門機関で行われる研修会への参加者が増加している。校内研修会等でも特別支援教育について研修を行う学校が増えてきている。

今後、特別支援教育への移行にあたっては、これまで心身障害教育とのかかわりの少ない教員も含め、計画的、体系的な研修体制を整備・実施して教員の理解啓発や専門性、資質の向上を図っていくことが必要である。

5 就学相談の状況

障害のある児童・生徒が適切な教育を受けることができるように、就学相談を実施している。相談では児童・生徒一人ひとりのライフステージを見通した、きめ細かい方針を保護者とともに考えていく。

また、就学後の児童・生徒が、在籍する学級から心身障害学級等へ転学・通級を希望する場合や、他区市町村からの転入に伴い心身障害学級等へ入級を希望する場合は、転学相談を行う。転学相談は、保護者からの申し出に応じて、随時実施している。【表5】

近年、就学相談・転学相談とも増加傾向にある。【表6】

また、就学相談は保護者との信頼関係がなければ円滑に進めることができない。保護者が十分に納得した上で就学先を決めるためには、相当の時間をかける必要がある。これまでも就学相談員や心身障害学級の教員らは豊富な経験と知識をもとに相談を行っているが、関連機関と密接に連携し、さまざまな視点から対応を検討することも大切である。

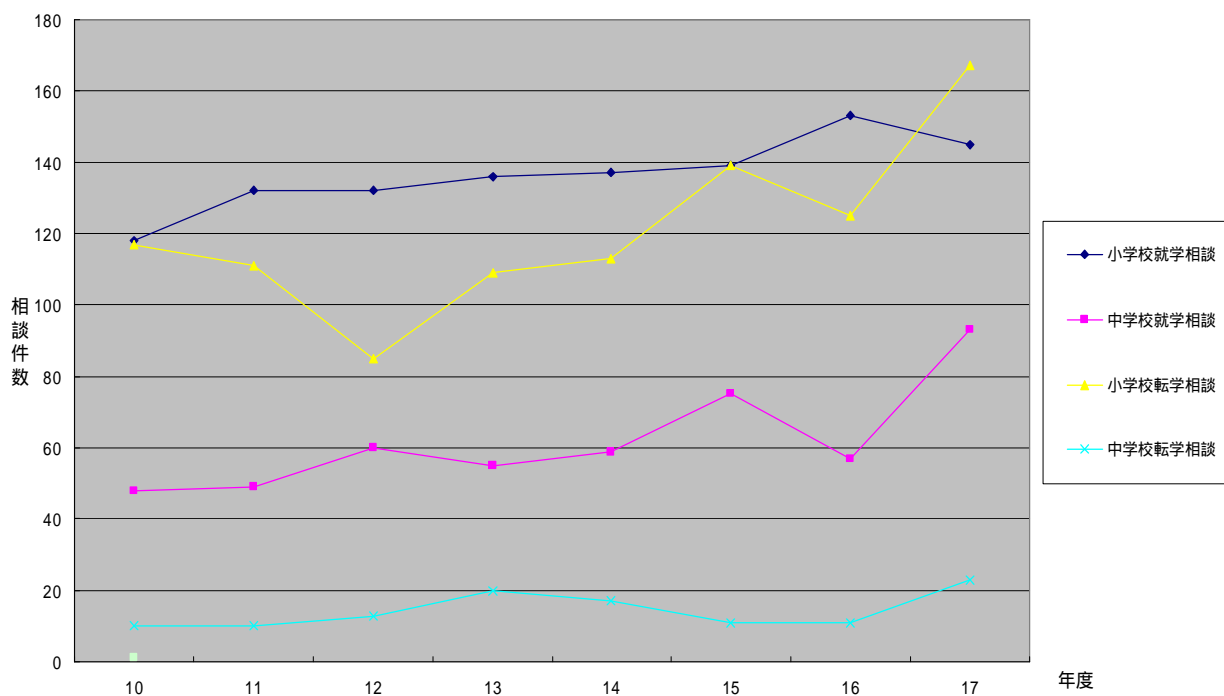
【表5】平成17年度就学相談・転学相談実施結果

		相談実数	通常学級	盲・ろう・養護学校	心身障害学級	国・公・私立学校	就学猶予等
就学相談	小学校	145	32	28	71	3	11
	中学校	93	10	19	60	3	1
	合計	238	42	47	131	6	12
転学相談	小学校	167	2	6	155	0	4
	中学校	23	0	2	21	0	0
	合計	190	0	8	176	0	4

【表6】就学相談件数の推移

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
就学相談	166	181	192	191	196	214	210	238
転学相談	127	121	98	129	130	150	136	190
合計	293	302	296	320	326	364	346	428

就学相談件数推移



第2章 練馬区における特別支援教育実施に向けて

練馬区では、「練馬区心身障害教育あり方検討委員会」の最終報告書（平成17年9月）を受け、国や都の法改正・推進計画等の動向を睨みつつ、練馬区における特別支援教育のあり方を検討するため、平成17年12月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」を設置した。この検討委員会は、多様な意見を取り入れることができるよう、学識経験者、医師、障害者支援団体、保護者、養護学校、幼稚園、保育園、小・中学校、行政（健康・福祉、教育）からの代表者で構成されている。

この検討委員会において、特別支援教育実施にあたっての基本的な考え方を整理し、実施にあたっての具体的な取り組み項目および課題等について検討してきた。

1 特別支援教育の理念と基本的考え方

「特別支援教育」とは、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。

練馬区では、これまで障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりが、将来、地域とのつながりの中で、自立した生活を送るために必要な「生きる力」を培うことを目指して、教育環境を整備するとともに、その能力および可能性等を最大限に伸長する心身障害教育を実践してきた。これまでの心身障害教育を基盤として、小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含め、障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに対する特別支援教育を推進する必要がある。

そこで、次のことを特別支援教育を推進するための基本的な考え方とする。

練馬区における特別支援教育を推進するにあたっての基本的考え方

(平成 18 年 3 月 14 日 練馬区特別支援教育あり方検討委員会決定)

- 1 小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含む障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた教育を推進します。
小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を含む障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて、その能力および可能性等を最大限に伸ばし、個に応じたきめ細やかな教育の充実に努めます。
そのために、教員の特別支援教育に係る専門性を高め、学校等が適切な教育的支援を行うことを目指します。
- 2 障害のある幼児・児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの継続的な支援・相談体制づくりを推進します。
障害のある幼児・児童・生徒が在籍する学校等が、校種間において継続した教育的支援を行っていく体制の整備を図ります。
そのために、学校等と医療、保健・福祉、労働等の関係機関とが連携し、支援・相談体制づくりを推進します。
また、心身障害学級設置校および養護学校は、保護者や関係機関と連携し、特別支援教育の拠点として、近隣の学校等を支援していきます。
- 3 練馬区の特別支援教育について、理解・啓発に向けた取り組みを推進します。
練馬区の特別支援教育の理解・啓発を図るため、基本的な考え方、具体的な方策、今後の取り組みについて、区民への情報の提供・発信をします。
また、特別支援教育の推進に際しては、保護者のニーズを把握するとともに、区民意見反映制度（パブリック・コメント）等による区民の意見・意向の聴取を行います。
学校等は、保護者や地域の方々に対して、各学校の特別支援教育に係る教育活動の周知・理解を図ります。

2 特別支援教育体制の整備

(1) 個別の教育支援計画に基づく個別指導計画の充実

これまで、障害のある子どもや家庭への支援は、医療・保健、福祉、教育、労働等の各機関において、個々にその充実に努めてきた。しかし、支援の連続性という点について十分とはいえない状況にあり、乳幼児期から学校卒業後まで継続的な支援を行うことが求められる。

東京都においては、乳幼児期から学校卒業までの一貫した総合的な支援計画として個別の教育支援計画の策定が提言された。それに基づき、平成 17 年度から都立盲・ろう・養護学校で個別の教育支援計画の策定に取りかかっており、平成 19 年度から小・中学校への普及を進めていくことになっている。

練馬区においても、心身障害学級在籍の児童・生徒に対しては、個別指導計画を作成し、児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた指導を行っている。今後は、通常学級における配慮を要する児童・生徒の個別の教育支援計画策定を念頭に置きながら、個別指導計画の作成を行っていく必要がある。

(2) 特別支援教室のあり方

中央教育審議会が平成 17 年 12 月に行った「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」の中では、「特別支援教室」として、「各学校に、障害のある児童生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒も含め、障害のある児童生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導および必要な支援を受けることができるような弾力的システム」の構築が示されている。

また、どのような形態の特別支援教室をどのように配置していくかについては、地域の実情、個々の児童生徒の障害の状態、適切な指導および必要な支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することとしている。

練馬区においては、知的障害の児童・生徒を対象に固定の心身障害学級を設置し、一定の小集団での安定した人間関係の中で、教育活動を進めてきた。また、通常の学級に在籍する視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害のある児童・生徒を対象に、通級指導の心身障害学級を設置し、通常の学級の児童・生徒との関係を維持しながら、専門的な指導を行ってきた。

練馬区における特別支援教育の推進にあたっては、このような心身障害学級での取り組みを踏まえ、かつ、心身障害教育あり方検討委員会での検討結果を踏まえ、心身障害学級から特別支援教室への転換を進める必要がある。

(3) 特別支援教室における指導体制

特別支援教室

ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

特別支援教室

比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

特別支援教室

一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態

中央教育審議会は平成 17 年 12 月の答申の中では上記の「特別支援教室」構想を掲げている。

また、平成 15 年 12 月に東京都から示された「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、これに対応する形で特別支援教室 A 型、B 型、C 型として言及している。

練馬区では、特別支援教室 型を固定学級(知的障害)と、特別支援教室 型を通級指導学級(情緒障害・言語障害・弱視・難聴)と位置づけ、従来の心身障害学級での学校施設設備・教職員や相談員等の人員体制を十分に活かしながら対応していく必要がある。特別支援教室 型については、校内における取り組みを中心としながら、心理相談員や通級

指導学級の教員等が行う巡回相談により対応する必要がある。

3 学校における教育体制の整備

平成 17 年度以降、各小・中学校では校内委員会を設置し、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童・生徒への指導の充実を図っている。また、学校によっては総合教育センターや関係機関もしくは心身障害学級の教員から助言を得たりして指導を進めてきている。

しかしながら、各学校においては、特別な配慮を要する児童・生徒の早期実態把握と理解および支援の方策の具体化、学級担任への支援、個別指導計画に基づく個に応じた指導の充実、校内研修の充実、専門家・関係機関との連携、保護者との相談等の充実などの課題がある。

こうした課題に対応するため、校内委員会を速やかに整備し、充実を図り、特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上を進めるとともに、学校外からの支援体制の確立等を推進しなければならない。

(1) 校内委員会の整備・充実

ア 校内委員会の役割

練馬区では、平成 17 年度以降、各学校に校内委員会を設置してきているが、特別支援教育を進めていくためには、校内委員会を整備し、機能の充実を図る必要がある。

校内委員会の基本的な役割として、特別な配慮を要する児童・生徒の実態把握、支援の計画の立案、全教職員の共通理解を図るための校内研修の推進、関係機関との連携の推進を行うことが求められる。

イ 校内委員会の組織および構成

校内委員会は、学校規模、心身障害学級の設置の有無、児童・生徒の状況、地域の特性等に応じて組織される。その構成員は、特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、教務主任（主幹）、生活指導主任（主幹）、進路指導主任（主幹）、教育相談主任、養護教諭、心身障害学級担当教員、スクールカウンセラーなどが想定されている。

児童・生徒の実態把握にあたっては、学校生活における状況だけでなく、保護者からの家庭での状況や関係機関の情報などを得て、児童・生徒を多面的に理解し、その児童・生徒への適切な指導と支援を検討していくことが重要である。

また、校内委員会においては、各学期や各年度の指導と支援内容の検証を行い、計画的かつ継続的な運営が必要である。

(2) 特別支援教育コーディネーターの指名と資質向上

ア 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割は、以下の内容を基本と考える。

校内における役割

校内における特別支援教育推進の中核的役割であり、担任とともに児童・生徒を理解し、支援体制を検討し、個別の教育支援計画および個別指導計画の策定へ参画するなど担任への支援を行う。

また、校内研修の企画・運営を行い、校内の教職員への理解啓発を図る。一人ひとりの教員がLD、ADHD、高機能自閉症等の基本的知識をもち、専門性を向上させるよう、校内における研修体制の整備を行う。

外部の関係機関との連絡調整

校内での適切な教育的支援につながるよう専門家チームや巡回相談担当者との連携を図る。

また、医療・福祉等の関係機関から情報を得て一貫性のある相談・支援体制を構築する。

保護者に対する窓口

学級担任と保護者との架け橋となるべく、保護者との信頼関係をもとに家庭での状況、学校での状況、関係機関からの情報を整理し、学校、保護者、関係機関がお互い共通理解を持ち、児童・生徒のために一貫性のある対応策を導き出せるようにする。

イ 特別支援教育コーディネーターの資質向上

特別支援教育コーディネーターは、学校の規模や教員の専門性等を踏まえ、教育相談担当、養護教諭、生活指導担当等学校の実態に応じ、校長が指名する。特別支援教育コーディネーターには、学校全体だけでなく、医療・福祉等関係機関、養護学校等にも目を配ることができ、校内での特別支援教育を積極的に推進できる人材を選ぶことが望ましい。

特別支援教育コーディネーターに対しては、教育委員会が定期的に研修会等を実施することが求められる。また、国や都で行われている養成研修等への積極的な参加により、その資質の向上を図る必要がある。さらに、他校の特別支援教育コーディネーターとの連携体制を構築し、コーディネーターの相互協力や課題の共有化など、共通認識を図るとともに、各学校における活動を充実させることが有益であると考えられる。

ウ 通常の学級における指導の充実

通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒への対応については、各校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会において、具体的な学級での指導についても検討していくことが必要である。その中には巡回相談の実施、教育相談室や医療機関等の関係機関との連携による助言を得て、指導の充実を図る必要がある。

こうした校内や校外の協力体制のもと、少人数指導や個別指導など多様な指導形態を取り入れるなどして、個に応じた指導の充実を図り、基礎学力の定着や学力の伸長を図る。その際は、保護者と十分に連携し、共通理解のもとに指導を進めるのが望ましい。

4 特別支援教育推進に向けたモデル校の指定

平成 18 年度、特別支援教育推進に向けた取り組みを先行的に実施し、課題等の検証を図るため、本区では次の 3 校をモデル校に指定した。【表 7】

また、3 校のモデル校が所在する地区をモデル地区とし、巡回相談の試行を行っている。

【表 7】平成 18 年度特別支援教育推進に関するモデル校一覧

学校名	事業内容	具体的な取り組み
大泉小学校	校内委員会の運営・教育相談 および教育相談体制	・組織づくり ・校内委員会での協議 ・教育相談の活用
小竹小学校	特別支援教育コーディネーターの役割	・校内委員会の運営と担任への支援 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との対応
大泉第二中学校	中学校の通常の学級における 配慮を要する生徒への指導	・校内支援体制の整備 (校内委員会および特別支援教育コーディネーターによる支援) ・指導事例の報告と分析

各モデル校においては、課題を設定し、上記事業内容について、具体的な取り組みを行っている。その成果と課題をまとめ、校長会、教育関係団体等を通じて発表するなど、平成 19 年度からの全小・中学校の取り組みに資することが必要である。

5 配慮を要する児童・生徒を支援する体制の整備

(1) 校内における支援の充実

通常の学級に在籍している特別な配慮を要する児童・生徒について、教育の充実を図っていくためには、まず、各校で校内委員会を設置し、より機能を充実させていくことが大切である。そのためには、特別支援教育コーディネーターの役割を明確にし、校内委員会の運営や校内・関係機関との連絡・調整を行い、校内における支援体制の充実を図ることが必要である。

(2) 巡回相談の実施

通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒について、対応・指導の方法などについて専門的視点からの助言が求められている。児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、児童・生徒が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、学級担任、特別支援教育コーディネーター等との連携のもと、専門的立場から具体的な助言を行うことのできる支援体制を整備する必要がある。定期的に学校を訪問することによって、校内の取り組みを支援することができる。

このような巡回相談の役割として、以下のことが求められる。

対象となる児童・生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する指導・助言

校内支援体制づくりへの指導・助言

個別指導計画作成への支援

校内での実態把握実施への助言

授業場面等の観察

巡回相談の担当者は、心理相談員、都立養護学校の特別支援教育コーディネーター、区立小中学校の通級指導学級(情緒障害学級、言語障害学級)の担任等が考えられる。また、医療面からのアプローチのため、必要に応じて医師等が支援体制に加わることが望ましい。

平成18年度は区内8地区中モデル校のある3地区で巡回相談モデル事業を試行し、実施方法等の支援体制を整備していく必要がある。

6 教員の専門性の向上

特別な配慮を要する児童・生徒に対して、一人ひとりの障害の状況に応じた教育を提供していくためには、個々の教員の専門性および資質の向上を図ることが重要である。具体的には特別支援教育に対する基本的な理解をはじめ、障害に対する基本的な知識や理解、障害に配慮した指導方法の理解や実践などが求められる。さらに、特別支援教育コーディネーターや中核的な役割を担う教員には、適切な教育相談への対応能力や関係機関についての専門的な知識・理解、校内外における連絡調整の能力などより高い専門性が求められる。

現在、練馬区では特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育に関する研修を実施している。また、国や東京都において実施される研修や、都立養護学校等が主催する研修もある。これら研修への参加を進め、その研修で得た成果や情報等を、校内や区内の学校に広げていくことが必要である。【表8】

【表8】平成18年度 特別支援教育に関わる研修の状況

研修会名	ねらい	対象
特別支援教育理解のための研修(全4日間)	特別支援教育に関する基礎的な知識を習得し、理解を深める。	区立幼稚園、小学校、中学校の教員の参加希望者
特別支援教育コーディネーター養成研修会(全6日間)	特別支援教育コーディネーターとしての必要な知識の習得と実践的指導力に育成を図る。	区立幼稚園、小学校、中学校の特別支援教育コーディネーター等各校1名
教育相談研修(初級)(全11コマ8日間)	学校教育相談の基本的考え方、児童生徒理解の方法とその意義について研修し、日常の教育活動に活かす。	区立幼稚園、小学校、中学校の教員で、初級教育相談研修を受講した経験のない者
教育相談研修(中級)(全26コマ16日間)	校内における教育相談活動を推進する教員の育成を図る。	区立幼稚園、小学校、中学校の教員で、初級に相当する教育相談研修を修了した者

7 交流・共同学習の充実、居住地校交流の実施

(1) 交流・共同学習の充実

特別支援教育の理念や考え方は、区民はもちろんのこと社会全体に広く理解・共有されるようにする必要がある。そのためには、子どもたちが幼少の時期からさまざまな場面で障害に触れ、理解が深まるよう環境を整えていくことが重要である。とりわけ小・中学校における教育の役割は大きくなっている。

従来から、心身障害学級設置校において心身障害学級と通常学級との交流・共同学習を行ってきたが、各学校では特別支援教育の趣旨を踏まえ、心身障害学級で学ぶ児童・生徒と通常の学級の児童・生徒がともに学ぶ機会を充実させていかなければならない。

平成 17 年度には、豊玉第二小学校、中村中学校で研究発表を行っており、その成果を十分に活用していく必要がある。【表 9】

【表 9】平成 17 年度交流・共同学習にかかる研究発表

学校名	研究主題
豊玉第二小学校	特別支援教育を見据えた交流および共同学習のあり方
中村中学校	共生社会に向けた交流教育 ～個別指導計画に基づく組織づくりと評価～

(2) 居住地校交流

副籍制度導入に向けて、養護学校に在籍する児童・生徒について、養護学校における学習活動の一環として、子どもの障害の状態や、保護者の希望に応じ、居住地校交流を実施することが求められる。

平成 18 年度は、モデル事業として、大泉養護学校（肢体不自由）に在籍する児童が居住する地域の小学校において、校内行事等を中心に試行を行っている。居住地校の受け入れ体制、交流の方法・内容等を具体的に検証する必要がある。

(3) 地域指定校、副籍

平成 15 年 12 月に発表された「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」によれば、「区市町村教育委員会は、副籍を学齢簿に記載し、当該地域指定校に通知する」とされており、学齢簿への記載や地域指定校へ通知していく体制については、現在東京都において副籍モデル事業が進められているので、その成果や課題を活かすとともに、平成 18 年度中に策定予定の東京都のガイドラインの方針を踏まえ、具体的な検討を行う必要がある。

(4) 都立盲・ろう・養護学校とのかかわり

都立盲・ろう・養護学校に籍を置く児童・生徒の地域とのかかわりを推進していくため、以下のような取り組みを行っていくことが必要である。

都立養護学校等主催の研修会と区で実施する研修会への教員の相互参加の促進
区立小・中学校の教員と都立養護学校等の教員の相互の学校訪問の促進
地域のセンター校としての機能が求められている都立養護学校等から、区立小・中学校への助言・支援を受ける体制の確立
地域の幼稚園、保育園、小・中学校等と都立養護学校等との連携体制の構築
都立養護学校等に在籍する児童・生徒による居住地校交流の実施
都立養護学校等との交流および共同学習の推進
区立小・中学校と養護学校等の関係強化

また、心身障害学級の児童・生徒が増加していることに伴い、今後の児童・生徒の進学に向けた条件整備を図るため、都立養護学校（知的障害）の高等部の受け入れ体制の充実を東京都教育委員会に働きかけていく必要がある。

8 特別支援教育協議会

特別支援教育実施上の課題の具体的改善の方向性を検討することを目的とし、幼稚園・小学校・中学校・養護学校・行政の関係者からなる特別支援教育協議会を設置し、内部に3つの部会を組織し、個別検討を行っている。練馬区特別支援教育あり方検討委員会は、協議会での検討経過等については、報告を受けることとしている。

個別の教育支援計画部会

小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒の個別指導計画作成に向け、内容・形式・評価等を検討し、個別の教育支援計画策定に向けた方向づけを行っている。

巡回相談部会

通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対する校内での取り組みおよび校内委員会や特別支援教育コーディネーターへの支援を行うための巡回相談システムの構築を目指し、巡回相談実施にあたっての課題を整理し、改善の方向性を検討している。

交流および共同学習等部会

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区立小・中学校とのかかわりを深めていくための居住地校交流や、学校間交流・共同学習および心身障害学級と通常学級との交流学習を推進するために、その実施内容・方法等を検討している。

9 心身障害学級の増設

(1) 練馬区新長期計画

練馬区は、平成17年度に、平成18年度から22年度までの5年間の区政運営の指針となる「練馬区新長期計画」をまとめた。その中の施策の一つとして、「小中学校での教育内容の充実」が示されており、心身障害学級の増設がその成果を図る指標となっている。

目標値	小学校知的障害学級設置校数	16校
	中学校知的障害学級設置校数	8校

心身障害教育ニーズに対する受け入れ体制、特別支援教育開始に伴う拠点整備を行う。固定学級である知的障害学級の設置数を目標値とし、区内を小学校8ブロック、中学校4ブロックに分割し、各々のブロックに2か所設置することを目指し、増設を図る。
(練馬区新長期計画より)

さらに、通級指導学級(情緒障害学級等)についても、増設を図ることが望ましい。

(2) 特別支援教育実施に伴う心身障害学級の位置づけ

今後、知的障害学級は、これまで積み上げてきた心身障害教育のノウハウを活かし、特別支援教室として、校内における特別支援教育を推進する中核を担うとともに、地域の通常の学級への支援を行う拠点校としての役割も期待されている。

平成18年4月1日現在の練馬区知的障害学級の設置率約15.5%(小・中学校103校のうち16校)は、他区(23区平均約18.9%)と比較しても低い。また、小学校では、8つの地域の中で、知的障害学級が設置されていない地区がある。今後、対象児童・生徒数の増加に対応するとともに、特別支援教育への移行にあたり、地域の拠点校としての役割を担う知的障害学級として、その増設を図る必要がある。

また、区立小・中学校の心身障害学級の増加に伴い、児童・生徒の進学先として養護学校高等部の果たす役割は大きくなっている。このような動向を踏まえ、東京都教育委員会においては、養護学校の新設等が計画的に進められているが、より一層の推進を練馬区としても、働きかけていく必要がある。

第3章 今後の特別支援教育に向けて

学校教育法等の特別支援教育関係法令が改正され、平成19年度から特別支援教育が実施されることとなった。本区では、平成19年度実施を見据えた体制の整備、モデル事業の実施等に着手している。しかしながら、今後の進展については、文部科学省における「特別支援教室制度に関する研究」をはじめ、国や東京都の動向を注視するとともに、モデル自治体の例等を参考としながら、できるところから着手し、進めていく必要がある。

以下の事項については、今後の進展を踏まえて取り組むべき課題、今後とも引き続き進めていく事項として、今後取り組んでいく必要がある。

1 校内体制の充実・発展

児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行っていくためには、まず学校内の体制を整備する必要がある。平成18年度中に、練馬区立の全小・中学校において校内委員会を設置するが、今後は校内委員会が支援組織として効果的に機能し、児童・生徒および保護者にアプローチしていくかが課題となってくる。

校内委員会は、児童・生徒へ適切な教育支援を行う総合的な組織と位置付けられ、保育園・幼稚園、盲・ろう・養護学校、心身障害学級、医療機関等の関係機関と密接な連携を深めていく。とりわけ巡回相談に際しては、学校巡回相談員等との緊密な連携を取りつつ、児童・生徒への具体的な支援計画を策定し、適切な支援を行う必要がある。

また、校内体制の整備により、特別支援教育のみならず、いじめや不登校など児童・生徒に関するさまざまな課題にも対応できることも期待できる。

2 個別の教育支援計画策定の促進

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」では、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援計画として、個別の支援計画が提言され、さらに、平成15年3月に文部科学省「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、幼稚園から高等学校段階までの個別の教育支援計画の策定が提言された。

東京都では、平成17年度から都立盲・ろう・養護学校で個別の教育支援計画の策定に着手しており、平成19年度から小・中学校へ策定の働きかけを行っていくとしている。

練馬区では、小・中学校の通常の学級における配慮を要する児童・生徒の個別の教育支援計画の策定を念頭に置き、個別指導計画の充実・展開を図っていかなければならない。平成18年6月に、東京都の「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」で示された「就学支援シート」を活用し、乳幼児期から学齢期、学齢期から社会参加期への円滑な移行を目指していくことが期待される。

個別の教育支援計画策定にあたっては、保護者の理解と協力が不可欠であり、学校・保護者・関係機関の三者が、「就学支援シート」の効果的な活用を図る方策を検討する必要がある。

3 特別支援教室のあり方

特別支援教室とは、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行うために設置するものとして、平成17年12月、中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」では、型、型、型に類別される特別支援教室構想が示されている。特別支援教室は、障害のある児童・生徒が原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、ティーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導の工夫により、通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別な指導を受けるものとイメージされている。さらに、設置にあたっては、地域の実情、個々の児童・生徒の状況、指導や支援の内容・程度に応じ、柔軟かつ適切に対応することとされている。

この構想の具体化を研究するため、平成18年6月には文部科学省が募集する「新教育システム開発プログラム」の一環として、(独)国立特殊教育総合研究所のほか7都府県の市教育委員会が「特別支援教室制度に関する研究」に着手している。

練馬区では、この研究成果をはじめ、国や東京都における制度改正等を踏まえ、本区にふさわしい特別支援教室の設置・運営を検討していく必要がある。

また、現在の心身障害学級に在籍している児童・生徒数の増加に対応するとともに、今後の特別支援教育推進にあたって、地域の拠点校としての役割を担うために、特別支援学級の増設を計画的に行っていく必要がある。

4 通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援

通常の学級における配慮を要する児童・生徒への支援を充実させるために、これら支援を校内全体の課題として受け止め、特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会が有効に機能し、組織的な対応ができるよう校内体制の強化を図る必要がある。このため、本区におけるモデル校の先駆的取り組みの成果と課題を全校に発表し、活かしていくとともに、校内委員会の中核的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を継続的に行っていかなければならない。

また、校内委員会を中心とした学校の取り組みを支援するために、巡回相談の仕組みと体制を整備する必要がある。心身障害学級や養護学校での教員経験者や臨床心理士等による学校巡回相談員とともに、通級指導学級担任や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談の実施と、困難ケース等への対応について精神科医、心理学者等によるサポートが必要である。また、迅速な対応と地域性を考慮し、区内を8つのブロックに分けて、相談員の担当エリアを指定して実施することとし、今後の福祉との連携を踏まえ、総合福祉事務所の管轄区域との整合を図っていく必要がある。

5 学校内の人材活用

通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒への支援として、学校における組織的取り組みを中心として、必要に応じて巡回相談による対応を行うこととしているが、小学校配置の心のふれあい相談員、中学校配置のスクールカウンセラー、移動等介助員、学級経営補助員など学校に配置されるさまざまな人材を最大限に活かし、校内全体で行う必要がある。

また、平成 18 年 12 月に、文部科学省より小・中学校のさまざまな障害を持つ児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う「特別支援教育支援員」の配置がなされ、その地方財政上の措置が講じられることとなった。各々の配置目的、経過等を踏まえるとともに、国や東京都における制度や取り組みを活用するなど、今後の特別支援教育の展開に併せた運用を検討する必要がある。

6 関係機関との連携

特別な配慮を要する児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するためには、乳幼児期から学校卒業までの一貫した総合的な支援が不可欠である。そのために、子どものライフステージに応じた適切な相談支援体制を整備し、医療・保健、福祉、教育、労働等の関係機関の役割を明確にするとともに、密接な連携を図ることのできるネットワーク構築を検討していく必要がある。

このため、特別支援教育を本区の障害者計画の中に位置づけ、障害者施策との整合を図るなど、子どものライフステージに適合した、継続的な施策体系としていく必要がある。

また、心身障害学級在籍児童・生徒の増加を踏まえ、今後の進路の条件整備を図るため、都立特別支援学校高等部の受け入れ体制の充実を、東京都教育委員会に要請していく必要がある。

7 保護者との連携

子どもの可能性を最大限に伸ばし、より良い指導と支援のためには、保護者の理解と協力が不可欠である。保護者と学校とが相互理解と信頼を構築し、個別の教育支援計画の策定に向け、情報交換や相談を行っていく必要がある。

また、子どものライフステージを見据えた教育的支援を行うため、医療・保健、福祉、教育、労働等の関係機関と保護者との緊密な連携構築を図っていく必要がある。

8 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）在籍児童・生徒への対応

東京都においては、「東京都特別支援教育推進計画」において、副籍の導入が位置付けられている。都立特別支援学校の学習活動の一環として、子どもの障害の状況、保護者の意向等に応じて、実施にすることとされ、モデル事業によりその成果と課題が検証されている。

現在練馬区においては、都立養護学校と区立小学校において副籍制度導入に向けて、居住地校交流を試行しているが、保護者からの要望は多く、その数は増加の傾向にある。

特別支援学校に在籍している児童・生徒は、乳幼児期から継続して居住する地域とのつながり

を保ち、生活することとなる。副籍制度により、特別支援学校の児童・生徒にとって、居住する地域の一人としての自覚や、自立と社会参加の意欲の向上などの効果が期待でき、区立小・中学校の児童・生徒にとっては障害に対する理解と認識を深めることが期待できる。

今後は、東京都が平成 18 年度中に策定予定の副籍制度ガイドライン等を指針とし、国や東京都の動向を見据えながら、特別支援学校（盲・ろう・養護学校）在籍児童・生徒の教育的ニーズに応えられるよう、条件整備等について更なる検討を行う必要がある。

副籍制度ガイドライン（案）では、学校便りの交換など間接的な交流を、児童・生徒の実態に応じて地域指定校の学校行事の参加や、教科等における交流学习など直接的な交流を実施することとされている。副籍制度定着に向け、より一層理解啓発を進める必要がある。

9 教員の専門性の向上

現在、特別支援教育コーディネーターを中心に、特別支援教育に関する研修等を実施しているが、特別支援教育コーディネーターはもとより、全ての区立小・中学校の教員が、特別支援教育の認識を深め、専門性を高めていく必要がある。

特別な支援を要する児童・生徒との第一義的な指導は学級担任が行うことになっており、対応によっては、いじめ・不登校などの二次的障害が発生する可能性があるため、担任教員には十分な知識・理解と対応能力が必要となる。

本年度は、特別支援教育コーディネーターを対象に悉皆研修を行い、校内において周知・伝達を図っているが、本年度の研修を踏まえ、来年度以降もそれを発展させる意味で以下のような研修が求められる。

心身障害学級設置校の教員だけでなく、これまで心身障害教育とかかわりの少ない教員についても、計画的・継続的な研修・研究が求められる。

個別の教育支援計画・個別指導計画の策定や実施、効果的な指導方法・指導技術の向上など授業力の向上に関することなどの研修を実施していく必要がある。

区私立に関わらず幼稚園・保育園に対しても、障害児の理解、アセスメントの実施、保護者・関係機関との連携などについて理解を深める機会や情報の提供および働きかけを行っていく必要がある。

さらに、改正後の学校教育法、教育職員免許法等の関係法令においても、小・中学校における特別支援学級教員には、必ずしも特別支援教育教員免許状の取得は義務づけられていないが、専門性を高める観点から同免許状の二種免許取得の促進を図ることが望ましい。

10 特別支援教育についての理解啓発の促進

特別支援教育を推進していくためには、支援の対象となる児童・生徒およびその保護者だけでなく、周囲の理解と協力が不可欠であり、全ての児童・生徒、保護者、地域の人々、教職員に対する具体的な理解啓発活動を行わなければならない。

特別支援教育の基本理念や意義をはじめ、制度や取り組み内容、各事業の取り組み状況なども広く区民に周知を行い、効果的な推進を行っていかねばならない。

(1) 交流および共同学習等の推進

各学校においては、全ての教育活動を通して、児童・生徒に人権教育や障害者の理解に関わる教育を進め、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が自己とは違った個性を相互に認め合い、支えあうようにしていくことが重要である。

そこで、心身障害学級設置校においては、交流および共同学習のさらなる充実を図ることにより、全区立小・中学校においては、副籍制度の実施に向けた取り組みを通じて、児童・生徒に対するこれら教育目標の達成を図る必要がある。

(2) 保護者・区民の理解啓発

今後、社会全体が障害のある児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を行うことができるよう、区、学校、関係機関、保護者等が密接な連携を図り、保護者・区民へのより一層理解啓発活動を進める必要がある。

練馬区においては、特別支援教育を円滑に推進していくため、「教育だより」、「ねりま区報」、区ホームページなどの媒体を通じて、特別支援教育の取り組みを広く紹介し、保護者や区民の理解啓発を進めていかねばならない。また、各校においても、学校だより等を通じた保護者への理解・周知を図っていかねばならない。

1 1 新しい就学相談仕組みづくり

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して適切な指導および必要な支援を行う特別支援教育においては、就学相談は、就学時のみならず就学後を含めて一層重要な役割を担うこととなる。

現在の就学相談は、子どもの観察を多面的に行うとともに、家庭での様子等を詳しく聴取し、就学指導委員会において、保護者の希望等を踏まえ就学先を決定しているが、今後はより一層、早期からのきめ細かい就学支援が必要となってくると考えられる。保護者の意向を尊重することを基本としながら、専門家の意見を踏まえ、児童・生徒にとって最も適した教育的支援をどのように行っていくかを保護者と相談・決定していく上で、就学相談の役割はますます大きなものとなっている。

さらに、本区の近年の就学相談および転学相談の件数はいずれも増加してきており、相談ニーズに迅速かつ量的にも対応していくことも併せて求められている。

東京都においては、就学前施設である保育園や幼稚園から小学校への円滑な接続や、就学前に関わった医療機関等からの情報伝達について、平成 18 年 6 月に「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」を示している。連携体制の構築や充実、「就学支援シート」のあり方や活用方法については、それを参考とし、新しい就学相談システム構築の検討・準備を行う必要がある。

1 2 検討・検証体制の継続

現在実施している特別支援教育推進に向けた具体的取り組みの成果と課題を検証するとともに、実施上の新たな課題解決のための検討を行うため、「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」後の継続的な検討機関を設置する必要がある。これは、「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」での検討経過を踏まえつつ、検証・検討を行うため、現在の検討委員会の構成・運営を基本とすることが望ましい。

また、区教育委員会内にも特別支援教育に関する専管組織を設け、練馬区の特別支援教育推進の総合調整や、特別支援教育に係る具体的な事業や各課題の検討を行う必要がある。

用語の説明

アルファベット

A D H D [注意欠陥 / 多動性障害] (Attention Deficit / Hyperactivity Disorder)

A D H Dとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、および / または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活用や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

(文部科学省 平成15年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

L D [学習障害] (Learning Disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推測されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

(文部省 平成11年7月「学習障害児に対する児童について(報告)」)

ア行

移動等介助員

平成14年4月から実施。通常学級に在籍する障害のある児童および生徒の移動、身辺処理などに保護者が対応している場合、その負担の一部軽減を図るため、保護者に代わり対応する介助員。

カ行

学習障害

「L D」参照。

学級経営補助員

平成13年度から実施。安定した集団生活が得られない学級を持つ小中学校に配置する補助員。一つの学級に複数の指導者を配置することで指導体制を充実させ、学級の健全化を図っている。

学校巡回相談員

平成19年度に新設する非常勤職員。養護学校や心身障害学級の教員経験のある者、臨床心理士等の専門的知識を持った者が学校を巡回し、通常学級に在籍する配慮を要する児童・生徒への対応・指導方法についてから学校への助言・指導を行う。

教育関係団体

ここでは、幼稚園教育会、小学校教育会、中学校教育研究会の3つの団体をいう。これら団体は、区の学校教育の向上に寄与することを目的として、区立幼稚園および小・中学校の全教職員が加入している。各団体が教科・領域に応じた研究部組織を設け、独自の活動を展開するとともに、区教育委員会からの委託や助成を受け、連合行事等を実施している。

居住地校交流

都立盲・ろう・養護学校に在籍する小学部・中学部の児童・生徒のうち、一人ひとりの障害の状態に応じて、居住地の小・中学校で行事や学習等の活動に参加すること。子どもたちの経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てることを目的としている。校長、保護者、主治医等が十分協議し、実施可能と判断された者について行うこととされ、盲・ろう・養護学校と居住地の小・中学校が十分協議し、必要に応じて都および区市町村教育委員会が調整するものとしている。

区民意見反映制度（パブリック・コメント）

区民生活に広くかかわりのある区の総合的な計画等の策定にあたり区民等にその案を公表すること、案に対する区民等からの意見を募集し、区民等の意見を反映することおよび案に対する区民等の意見について区の見解を公表することにより、区民等の意見を考慮して計画等を策定する一連の手続きをいう。

（練馬区 平成 16 年 5 月「練馬区区民意見反映（パブリックコメント）制度の実施に関する要綱」）

高機能自閉症（High Functioning Autism）

高機能自閉症とは、3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

（文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」）

合同文化発表会

区立中学校の知的障害学級設置校 6 校が合同で行う演劇、合唱、踊りなどの文化発表会。生徒同士の交流を深めてもらうほか、障害者教育に対する理解を深めてもらおうと平成 8 年から毎年開催している。11 回目である平成 18 年は、新たに都立石神井養護学校中学部の生徒が加わった。

校内委員会

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として各学校に設置される委員会のこと。

（文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」）

交流および共同学習

小学校学習指導要領解説総則編では「障害のある幼児児童生徒との交流は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であると考えられる。」と述べられている。また、障害者基本法第 14 条の 3 では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされている。

国立特殊教育総合研究所

「独立行政法人国立特殊教育総合研究所」参照。

心のふれあい相談員

平成 15 年度から、児童の悩み、不安およびストレスなどを和らげるために小学校に配置している相談員。児童からの相談を受け、話し相手になるだけでなく、保護者および地域と学校との連携支援、学校の教育相談活動の支援を行っている。平成 18 年度からは全小学校に配置されている。

個別指導計画

障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、学校が保護者からの意見等を参考に作成する児童・生徒一人ひとりの指導計画のこと。盲・ろう・養護学校や小・中学校の心身障害学級において作成されている。

(東京都 平成 16 年 11 月「東京都特別支援教育推進計画」)

個別の教育支援計画

教育、保健・医療、福祉、労働等の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて作成される計画のこと。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

「これからの東京都の特別支援教育の在り方について(最終報告)」

平成 15 年 12 月に東京都心身障害教育改善検討委員会から示された都の特別支援教育の基本的な方向を明らかにするための報告。「障害の重度・重複化、多様化に応じた教育内容・方法の充実」、「都立盲・ろう・養護学校の再編整備を含めた教育環境の整備」、「都と区市町村との役割分担を踏まえた特別支援教育の連携を支援の在り方」を柱として審議が進められた。

なお、東京都心身障害教育改善検討委員会は、平成 14 年 6 月に設置された。

サ行

「障害者基本計画」

昭和 57 年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定され、平成 4 年には、その後継計画として平成 5 年度から 10 年間で計画期間とする「障害者対策に関する新長期計画」が策定された。この新長期計画が平成 14 年度で終期を迎えることから、平成 14 年 12 月 24 日に、平成 15 年度を初年度とする新たな障害者基本計画が閣議決定された。障害者基本法で策定を義務付けられた法定計画であり、平成 15 年度から 10 カ年を計画期間とする。

新教育システム開発プログラム

文部科学省初等中等教育財務課において、中央教育審議会提言されたような義務教育改革のアイデアを、将来の制度改正も見据え、新しい教育システムの導入の可能性の検証を行うことを目的として、平成 18 年度から実施されたもの。

そのプログラムの一つとして「特別支援教室制度に関する研究」が実施される。

スクールカウンセラー

平成 9 年度から文部省(現文部科学省)の事業として、また平成 10 年度からは東京都の事業として、専門的知識・経験を持ったスクールカウンセラーが配置され、児童生徒へのカウンセリング、教職員および保護者に対する助言・援助にあたっている。

平成 13 年度からは東京都の事業として再編され、平成 15 年度から全中学校にスクールカウンセラーが配置された。

夕行

地域指定校（副籍を置く学校）

盲・ろう・養護学校の児童・生徒が住所を有する地域を学区とする小・中学校で、学齢期における地域との関係を継続するため副籍を置く学校として指定する学校のこと。

（東京都 平成 15 年 12 月「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

注意欠陥 / 多動性障害

「ADHD」参照。

「通常の学級に在籍する気がかりな子どもの理解と支援 Q & A」

練馬区学習障害児等教育推進委員会が平成 18 年 3 月に作成した指導資料。気がかりな子どもの様子の Q & A および実践事例をもとに、通常の学級担任としての具体的な支援のあり方、通常の学級担任の気づきから校内組織による支援のあり方、関係機関との連携のあり方、保護者への関わり方や啓発等についてまとめている。

練馬区学習障害児等推進委員会とは、学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒への必要な支援や適切な指導の定着および充実を図ることをねらいとして、平成 15 年度に設置された幼稚園、小・中学校教員からなる委員会である。

ティーム・ティーチング（team teaching）

アメリカで開発された教育形態で、授業場面において二人以上の教職員が連携・協力を通して一人ひとりの子どもおよび集団指導の展開を図り、責任を持つ指導方法および形態。

「東京都特別支援教育推進計画」

東京都心身障害教育改善検討委員会が平成 15 年 12 月にとりまとめた「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」を踏まえ、東京都教育委員会が平成 16 年 11 月に策定した計画。

特別支援学校教諭免許状

平成 18 年 6 月 21 日の教育職員免許法の改正により、平成 19 年 4 月からは、現在の盲・ろう・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とする。当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設けている。

平成 17 年 12 月の中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、特別支援学校教諭免許状は、学校種に対応した免許状として、特別支援学校の教員が有するものとしつつ、小・中学校における特殊学級や通級による指導を担当する教員や、LD・ADHD・高機能自閉症等の幼児児童生徒に対する特別な指導を担当する教員の専門性向上にも資するものとして位置付けることが適当であると言及している。

また、現行の特殊教育免許状を取得するためには、基礎免許状として、小学校、中学校、高等学校または幼稚園教諭の免許状を有し、さらに、特殊教育教諭 1 種免許状については、特殊教育に関する科目 23 単位、特殊教育教諭 2 種免許状については、特殊教育に関する科目 13 単位を取得することが必要とされる。なお、教育職員免許法附則第 16 項「小・中・高等学校・幼稚園教諭の免許状を有する者は、当分の間、盲・聾・養護学校の各部の教諭又は講師となることができる」の規定（昭和 29 年施行）があり、教員として任用されるためには特殊教育免許状取得は義務付けがされていない。

特別支援教室制度に関する研究

平成 18 年 4 月に文部科学省が実施した「新教育システム開発プログラム」の応募研究の一つ。

(独)国立特殊教育総合研究所および 7 都府県の市教育委員会が特別支援教室制度研究会となり、中央教育審議会答申において、今後文部科学省においても制度化を見据えて調査研究を行うことが要請されている「特別支援教室」について、今後の国における制度改正の参考に供するため、研究を行う。

特別支援教育コーディネーター

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者のために、学校内および関係機関との連携・調整を行う教職員のこと。

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」

東京都で行ってきた「就学相談に関する調査研究事業」(平成 16・17 年度:あきる野市、狛江市)や、「児童・生徒実態把握票検討委員会」(平成 17 年度)の成果を踏まえ、今後の東京都における特別支援教育のための新しい就学相談システムの構築に向けて、現状と課題および改善の方向を示したもの。最終的には、東京都における就学相談のガイドラインとなる「就学相談の手引き」が作成される予定。

「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」

中央教育審議会が、平成 17 年 12 月に取りまとめた答申。平成 16 年 2 月に初等中等教育分科会に特別支援教育特別委員会を設置し、同委員会において、特別支援教育を一層推進すべきであるとの認識のもと、学校制度等のあり方について検討を重ねてきた。

特別支援教育支援員

平成 18 年 12 月に文部科学省から各都道府県教育委員会あてに通知された、小・中学校に在籍するさまざまな障害を持つ児童・生徒に対する学校生活上の支援を行う支援員。平成 19 年度は 21,000 人相当、平成 20 年度は 30,000 人相当の支援員を全公立小中学校に配置するよう地方財政上の措置が講じられることとなったことが通知で示されている。

独立行政法人国立特殊教育総合研究所(独)国立特殊教育総合研究所

わが国の特殊教育のナショナルセンターとして設置され、特殊教育に関する研究のうち主として実地的な研究を総合的に行い、特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特殊教育の振興を図ることを目的としている。その目的を達成するため、主として次の業務を行う。

1. 特殊教育に関する研究のうち、主として実地的な研究を総合的に行う。
2. 特殊教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行う。
3. 特殊教育に関する実地的な研究の成果の普及ならびに特殊教育に関する研究の促進を行う。
4. 特殊教育に関する図書、資料および情報を収集し、整理し、保存し、および提供する。
5. 特殊教育に関する相談に応じ、助言、指導および援助を行う。

ナ行

「練馬区新長期計画」

平成 13 年 3 月に策定した「練馬区長期総合計画（平成 13 年度～22 年度）」が中間年の改定の時期を迎えるにあたり、区政の新たな方向性を踏まえた計画全般の再構築を目的として、平成 18 年 3 月に策定した計画（平成 18 年度から 22 年度）。区の施策展開を大きく 5 つの分野に分け、それぞれの分野ごとに目標を定め、たうえで 23 の政策と 78 の施策を体系化し、さらに計画期間中に実現を図る事業として 80 の長期計画事業を設けている。

ハ行

パブリックコメント（区民意見反映制度）

「区民意見反映制度」参照。

副籍

都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒やその保護者と地域との継続的な関係を維持するため、居住地域の小・中学校に副次的に籍を置くこと。

（東京都 平成 15 年 12 月「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」

「副籍制度の円滑な実施に向けてのガイドライン」

東京都が行った副籍制度モデル事業の成果を踏まえ、今後の各区市町村等による副籍制度の円滑な実施に向け、副籍制度の基本的な考え方、実施にあたっての標準的な内容・手続き等を示したものの。平成 18 年 3 月に試案が示され、平成 18 年度中にガイドラインが策定される予定。

参 考 资 料

練馬区特別支援教育あり方検討委員会委員名簿

	所 属	氏 名	役職名	期間
1	東洋大学文学部教授	宮崎 英憲	委員長	H17.12.19～
2	文京学院大学名誉教授 旭出養護学校長（～H18.3.31）	大見川 正治	委員	H17.12.19～
3	順天堂大学客員教授 佐藤メンタルクリニック院長	佐藤 泰三	〃	H17.12.19～
4	クリニック川畑院長	川畑 友二	〃	H17.12.19～H18.5.21
5	練馬手をつなぐ親の会会長	菅野 絹子	〃	H17.12.19～
6	旭出学園教育研究所研究員	菊池 けい子	〃	H17.12.19～
7	小学校情緒障害学級児童保護者	太田 沢子	〃	H17.12.19～H18.5.21
8	小学校情緒障害学級児童保護者	矢部 環	〃	H18.5.22～H18.9.7
9	小学校情緒障害学級児童保護者	伊藤 眞弓	〃	H18.9.8～
10	中学校知的障害学級生徒保護者	河西 陽子	〃	H17.12.19～
11	養護学校高等部生徒保護者	鈴木 恵美子	〃	H17.12.19～
12	旭出養護学校長（H18.4.1～）	星 登志雄	〃	H18.5.22～
13	東京都立石神井養護学校長	朝妻 榮子	〃	H17.12.19～
14	東京都立大泉養護学校長	江崎 安幸	〃	H17.12.19～
15	東京都立高島養護学校長	三苫 由紀雄	〃	H17.12.19～
16	中新井幼稚園長	秋山 光孝	〃	H17.12.19～
17	豊玉第二保育園長（～H18.3.31） 栄町保育園長（H18.4.1～）	川島 眞里子	〃	H17.12.19～
18	光が丘わかば幼稚園長	井口 美恵子	〃	H17.12.19～
19	練馬第三小学校長	荒木 正志	〃	H17.12.19～
20	大泉中学校長	瀧島 順一	〃	H17.12.19～
21	健康福祉事業本部長	高橋 覺	〃	H17.12.19～
22	教育委員会事務局学校教育部長	荻原 博	〃	H17.12.19～

練馬区特別支援教育あり方検討委員会の審議経過

第1回 平成17年12月19日(月)

1. 諮問事項の説明等について
2. 特別支援教育に係る国や都の動向について
3. 練馬区の心身障害教育の現状と課題について
練馬区の特別支援教育に係る取り組み状況について
4. 練馬区の特別支援教育を推進していく上での課題と今後の方向性について

第2回 平成18年1月16日(月)

1. 特別支援教育を推進するにあたっての基本的な考え方

第3回 平成18年3月14日(火)

1. 特別支援教育を推進するにあたっての基本的な考え方
2. 平成18年度特別支援教育の推進に向けた具体的な取り組みについて

第4回 平成18年5月22日(月)

1. 平成18年度特別支援教育の推進に向けた具体的な取り組みについて
2. 平成18年度練馬区特別支援教育あり方検討委員会検討スケジュール(案)について

第5回 平成18年7月10日(月)

1. 平成18年度特別支援教育の推進に向けた具体的な取り組みについて
区内各小・中学校の取り組み状況
モデル校の取り組み状況(小竹小学校)
居住地校交流の実施状況(光が丘第八小学校)
特別支援教育協議会の実施状況

第6回 平成18年9月8日(金)

1. 平成18年度特別支援教育の推進に向けた具体的な取り組みについて
モデル校の取り組み状況(大泉小学校)
2. 練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告骨子(案)について

第7回 平成18年11月2日(木)

1. 練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告(案)について

第8回 平成18年11月20日(月)

1. 練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告(案)について

第9回 平成19年2月26日(金)

1. 練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告(案)に対する意見と検討委員会の考え方について
2. 練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告(案)について

練馬区における特別支援教育推進に向けた具体的な取り組み（構造図）

1 練馬区特別支援教育あり方検討委員会

特別支援教育を推進する基本的な考え方や、実施にあたっての体制および課題等について検討する。
 また、各事業（2～8の事業）の成果と課題を分析し、評価する。
 〔組織〕学識経験者、医師、障害者支援団体、保護者、養護学校、幼稚園、保育園、小・中学校、行政（健康・福祉、教育）

A 学校等の校内体制の整備

- 2 校内委員会の立ち上げに向けた準備組織の設置
 既存の校内組織の活用等により、学校等における校内委員会の立ち上げに向けた準備組織を設置する。
 〔組織〕校長、特別支援教育コーディネーター、担任 等
 （学校の実態に応じて構成する。）
 〔活動〕校内での情報収集および共有、巡回相談の計画・実施
- 3 特別支援教育コーディネーターの指名・養成
 校内における特別支援教育推進の中核的な役割を果たし、校内の関係者および校外の関係機関・専門家等との連携の円滑化を図る。
 〔担当者〕教育相談担当、養護教諭、生活指導担当 等
 （学校の実態に応じて指名する）
 〔活動〕関係研修会等に参加、巡回相談の連絡調整 等

B 教員の専門性の向上

- 4 研修会等の実施
 一人ひとりの子どもの教育ニーズに対応できる専門性を高めるための研修会等を実施する。
 (1)特別支援教育の理解のための研修
 (2)特別支援教育コーディネーター養成研修
 (3)区中研心身障害教育研究部会・小学校教育会特別支援教育研究部会における研修
 (4)校内研修

E 特別支援教育実施上の課題の解決のための組織の設置

- 7 特別支援教育協議会の設置
 特別支援教育実施上の課題を検討するため、幼稚園・小学校・中学校・養護学校・行政の関係者等から成る部会を設置する。
 (1)個別の教育支援計画部会
 小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒の個別指導計画作成に向け、内容・形式・評価等の検討をはじめ、個別の教育支援計画策定に向けた検討を行う。
 (2)巡回相談部会
 巡回相談システムの構築を目指し、巡回相談の課題と改善の方向性を検討する。
 (3)交流および共同学習等部会
 交流および共同学習や居住地交流を推進するために、その内容・方法を検討する。

C 小・中学校における通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒を支援する体制の整備

- 5 モデル地区（モデル校）における取組
 各校の要請に応じた巡回相談、関係機関との連携、校種に応じた支援体制の充実等、今後の体制整備に向けた取組を試行し、成果と改善の方向を明らかにする。

D 交流および共同学習の充実および居住地交流の実施

- 6 交流および共同学習の充実と居住地交流の実施
 心身障害学級と通常の学級との交流および共同学習をいっそう充実させるとともに、養護学校に在籍する区内在住の子どもについて、子どもの障害の状態や、保護者の意向、対象の小・中学校の状況に応じた居住地交流を実施する。

F 区民への理解・啓発の促進

- 8 広報の実施、区民意見の聴取
 特別支援教育の推進のために、制度や取組の内容、各事業の取組状況について広く区民への周知を図るとともに、区民の意見の把握を行う。

特別支援学級設置学校配置図

凡例					
【小学校】	知的	情緒	難聴	言語	弱視
【中学校】	知的	情緒	難聴	弱視	

